

○ 佐賀県市町村職員共済組合定款

（昭和37年12月1日制定）

変更	昭和38年	3月30日公告第	13号	昭和38年	5月31日公告第	24号
	昭和39年	2月20日公告第	42号	昭和39年	5月6日公告第	50号
	昭和39年	9月24日公告第	63号	昭和39年1	1月12日公告第	66号
	昭和40年	4月16日公告第	87号	昭和40年	7月19日公告第	99号
	昭和41年	5月14日公告第	116号	昭和41年	6月24日公告第	120号
	昭和41年1	1月10日公告第	125号	昭和42年	6月6日公告第	140号
	昭和42年	6月30日公告第	143号	昭和43年	4月17日公告第	153号
	昭和43年1	1月14日公告第	165号	昭和44年	2月22日公告第	175号
	昭和44年	6月3日公告第	184号	昭和44年1	0月27日公告第	187号
	昭和45年	3月23日公告第	197号	昭和46年	3月31日公告第	222号
	昭和46年	6月18日公告第	227号	昭和47年	3月23日公告第	241号
	昭和47年1	2月27日公告第	251号	昭和48年	3月31日公告第	260号
	昭和48年	8月10日公告第	265号	昭和48年1	2月4日公告第	266号
	昭和49年	2月20日公告第	269号	昭和49年	6月12日公告第	277号
	昭和49年	7月23日公告第	282号	昭和50年	3月11日公告第	299号
	昭和50年	6月21日公告第	301号	昭和51年	3月27日公告第	311号
	昭和51年	9月29日公告第	317号	昭和52年	3月28日公告第	332号
	昭和52年	7月18日公告第	335号	昭和53年	4月1日公告第	352号
	昭和53年	6月27日公告第	363号	昭和53年	9月5日公告第	366号
	昭和54年	2月20日公告第	373号	昭和55年	2月28日公告第	396号
	昭和55年	6月25日公告第	406号	昭和55年	8月23日公告第	420号
	昭和56年	2月25日公告第	433号	昭和56年	7月16日公告第	442号
	昭和57年	3月30日公告第	452号	昭和57年	9月27日公告第	464号
	昭和58年	2月1日公告第	472号	昭和59年	3月10日公告第	494号
	昭和59年	7月11日公告第	501号	昭和59年1	1月23日公告第	517号
	昭和60年	3月29日公告第	526号	昭和61年	6月16日公告第	546号
	昭和61年	7月24日公告第	553号	昭和62年	4月1日公告第	567号
	昭和63年	3月30日公告第	600号	昭和63年	7月7日公告第	608号
	平成元年	4月1日公告第	630号	平成2年	3月9日公告第	649号
	平成2年	7月16日公告第	664号	平成2年	9月28日公告第	670号
	平成3年	7月9日公告第	689号	平成4年	3月11日公告第	696号
	平成4年	4月1日公告第	704号	平成4年	8月17日公告第	712号
	平成6年1	1月25日公告第	756号	平成6年1	2月27日公告第	761号
	平成7年	3月2日公告第	764号	平成8年1	2月2日公告第	805号
	平成10年	4月1日公告第	830号	平成11年	3月8日公告第	847号
	平成11年	6月7日公告第	859号	平成12年	1月4日公告第	874号
	平成12年	3月3日公告第	881号	平成12年	4月28日公告第	888号
	平成12年	6月27日公告第	892号	平成13年	2月14日公告第	905号
	平成13年	2月27日公告第	906号	平成14年	2月26日公告第	920号
	平成14年	4月8日公告第	927号	平成14年1	2月25日公告第	953号
	平成15年	3月3日公告第	957号	平成15年	3月26日公告第	963号
	平成16年	2月24日公告第	973号	平成16年	3月30日公告第	981号
	平成16年	9月27日公告第	985号	平成16年1	2月28日公告第	992号
	平成17年	2月28日公告第	997号	平成17年	6月28日公告第	1009号
	平成17年1	2月19日公告第	1013号	平成18年	3月1日公告第	1019号
	平成18年1	0月27日公告第	1032号	平成19年	3月1日公告第	1046号
	平成19年	6月26日公告第	1054号	平成20年	1月23日公告第	1060号
	平成20年	2月26日公告第	1063号	平成20年	4月1日公告第	1069号
	平成20年1	1月21日公告第	1076号	平成21年	2月27日公告第	1085号
	平成22年	2月24日公告第	1098号	平成23年	2月28日公告第	1115号
	平成23年	6月29日公告第	1121号	平成23年	7月25日公告第	1123号

平成24年 2月27日公告第1126号	平成25年 2月28日公告第1141号
平成26年 3月31日公告第1154号	平成26年 7月29日公告第1159号
平成26年12月26日公告第1165号	平成27年 3月31日公告第1176号
平成27年10月 1日公告第1179号	平成28年 3月31日公告第1193号

目 次

第1章 総則（第1条 — 第5条）	第2章 組合会（第6条 — 第25条）
第3章 役員及び職員（第26条 — 第31条）	第4章 組合員（第32条 — 第33条）
第5章 給付（第34条 — 第37条）	第6章 共同業務（第37条の2）
第7章 福祉事業（第38条）	第8章 掛金及び負担金（第39条 — 第39条の3）
第9章 財務（第40条 — 第41条）	第10章 監査（第42条 — 第45条）

附 則

第1章 総則

（設立の根拠及び名称）

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）という。

（昭41公告116・一部変更）

（目的）

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 組合の事務所は、佐賀県佐賀市城内1丁目5番14号に置く。

（昭41公告125・一部変更）

（所属所及び所属所長）

第4条 組合の所轄機関（以下「所属所」という。）は、佐賀県市町村職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

（公告の方法）

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。ただし、決算に関する事項にあつては、佐賀県公報に掲載して行う。

（平12公告892・一部変更）

第2章 組合会

（組合会の名称）

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、佐賀県市町村職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）という。

（議員の定数）

第7条 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は、20人とする。

（議員の任期）

第8条 議員の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

（選挙区）

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

（平16公告985・平17公告1013・平19公告1054・一部変更）

3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。この場合において、法第3条第3項に規定する一部事務組合等の職員である組合員及び法第141条第1項に規定する組合の役職員については、その事務所の所在する市町村の職員である組合員の属する選挙区に含めるものとする。

選挙区		議員の数
第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

（昭38公告24・昭39公告50・昭39公告63・昭41公告116・昭41公告120・昭41公告125・昭42公告140・昭43公告165・昭44公告175・昭44公告184・昭44公告187・昭45公告197・昭46公告227・昭47公告241・昭47公告251・昭48公告265・昭49公告269・昭49公告277・昭50公告301・昭51公告311・昭53公告352・昭53公告363・昭55公告396・昭56公告442・昭57公告452・昭61公告553・昭63公告600・平2公告664・平4公告696・平6公告761・平7公告764・平8公告805・平11公告859・平12公告888・平13公告905・平14公告927・平15公告957・平15公告963・平16公告981・平16公告985・平17公告1013・平19公告1054・一部変更）

4 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村（組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。）に所属する職員である組合員とみなす。

（昭49公告282・追加，昭57公告452・平16公告973・平26公告1165・一部変更）

（選挙長）

第10条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

（選挙の期日等の公告）

第11条 理事長は、選挙の日及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

（市町村長が選挙する議員の選挙）

第12条 市町村長が選挙する議員の選挙は市町村長の互選によって行う。

（市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙）

第13条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行う。

2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、市町村長以外の組合員100人ごとに1人（市町村長以外の組合員の数が100人に満たない市町村にあっては、1人）の代議員を互選しなければならない。

（昭49公告282・一部変更）

- 3 前項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第11条に規定する公告のあった日における当該市町村の市町村長以外の組合員の数によるものとする。
- 5 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

（選挙の方法）

第14条 前2条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、第12条の規定による互選にあつては市町村長、前条第1項の規定による互選にあつては代議員、同条第2項の規定による互選にあつては市町村長以外の組合員（次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。）の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

（当選人）

第15条 投票によって選挙を行なう場合にあつては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の投票がなければならない。

- 2 前項の規定により当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。
- 3 指名推せんによって選挙を行なう場合においては、選挙の場所に集まった有権者の過半数の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

（当選人の報告等）

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があつたときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村名を公告しなければならない。

（任期満了による選挙）

第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

（平23公告1121・一部変更）

（再選挙）

第18条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行なう。

（補欠選挙及び繰上補充）

第19条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行なう。ただし、第15条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

（平16公告985・一部変更）

（選挙の実施に関し必要な事項）

第20条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

（代理による表決）

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあつては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組合員である議員にあつては市町村長以外の組合員である他の議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

- 2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない

ない。

（会議規則）

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

（会議録）

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

（組合会の傍聴）

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

（議員の旅費）

第25条 議員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

（理事の定数）

第26条 理事の定数は6人とする。

（昭39公告42・一部変更）

（役員任期）

第27条 役員任期は、選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）から起算する。

（平23公告1121・一部変更）

（役員選挙）

第28条 理事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。

（平23公告1121・一部変更）

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

（平23公告1121・追加）

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日以後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

（平23公告1121・追加）

4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（平23公告1121・旧第2項繰下・一部変更）

5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。

（平 23 公告 1121・旧第 3 項繰下・一部変更）

- 6 第 1 項及び第 3 項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第 2 項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

（平 23 公告 1121・旧第 4 項繰下・一部変更）

- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

（平 23 公告 1121・追加）

- 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第 14 条第 2 項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における、前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第 2 項の規定による選挙が行われたときは、第 17 条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

（昭 48 公告 260・一部変更，平 23 公告 1121・旧第 5 項繰下・一部変更）

- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。

（平 23 公告 1121・旧第 6 項繰下）

- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の実地の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

（平 23 公告 1121・旧第 7 項繰下）

（監事の報酬）

- 第 29 条** 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

（役員の旅費）

- 第 30 条** 第 25 条の規定は、役員について準用する。

（事務局及び職員）

- 第 31 条** 組合に事務局を置き、事務局長、主事その他の職員を置く。

- 2 事務局長、主事その他の職員は、理事長が任免する。

- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。

- 4 主事その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。

- 5 事務局長、主事その他の職員に関し必要な事項は理事長が定める。

（昭 38 公告 13・一部変更）

第 4 章 組合員

（組合員の範囲）

- 第 32 条** 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 別表に掲げる市町村の職員（法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいい、法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する職員を除く。）

（平 22 公告 1098・一部変更）

- (2) 法第 140 条第 1 項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 11 条の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者

（昭 55 公告 396・追加，昭 59 公告 501・昭 61 公告 546・平 14 公告 920・平 20 公告 1076・平 21 公告 1085・一部変更）

- (3) 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員
- (4) 法第 141 条の 2 の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
（平 27 公告 1179・追加）
- (5) 法第 141 条の 3 の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員
（平 27 公告 1179・追加）
- (6) 法第 141 条の 4 の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員
（平 27 公告 1179・追加）
- (7) 法第 144 条の 2 第 1 項の規定により組合員であるものとみなされた者
（昭 49 公告 282・追加，昭 57 公告 452・一部変更，平 21 公告 1085・旧 5 号繰上，平 27 公告 1179・旧第 4 号繰下）

（組合員の種別）

第 3 3 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

（昭 55 公告 396・昭 60 公告 526・平 14 公告 920・平 16 公告 973・平 20 公告 1063・平 21 公告 1085・平 27 公告 1179・一部変更）

- 2 一般組合員は、次項から第 8 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
（平 14 公告 920・平 16 公告 973・平 20 公告 1063・平 21 公告 1085・平 27 公告 1179・一部変更）
- 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 6 項に規定する市町村長長期組合員を除く。）とする。
（平 20 公告 1063・一部変更）
- 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。
（昭 55 公告 420・追加，昭 59 公告 501・昭 61 公告 546・平 23 公告 1121・一部変更）
- 5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。
（平 20 公告 1063・追加）
- 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
（平 20 公告 1063・追加）
- 7 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。
（昭 55 公告 396・追加，平 14 公告 920・一部変更，平 16 公告 973・旧第 7 項繰上，平 20 公告 1063・旧第 6 項繰下，平 21 公告 1085・旧第 9 項繰上，平 27 公告 1179・旧第 8 項繰上）
- 8 任意継続組合員は、前条第 7 号に掲げる組合員とする。
（昭 49 公告 282・追加，平 14 公告 920・一部変更，平 16 公告 973・旧第 8 項繰上，平 20 公告 1063・旧第 7 項繰下，平 21 公告 1085・旧第 10 項繰上・一部変更，平 27 公告 1179・旧第 9 項繰上・一部変更）

第 5 章 給付

（短期給付）

第 3 4 条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第 53 条及び第 54 条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。

（昭 55 公告 396・昭 60 公告 526・平 20 公告 1063・平 21 公告 1085・平 27 公告 1179・一部変更）

（附加給付）

第 35 条 組合が法第 54 条の規定により附加金として、次に掲げる給付を、法第 53 条に規定する給付にあわせて行う。

(1) 家族療養費附加金

(2) 家族訪問看護療養費附加金

（昭 46 公告 222・昭 48 公告 260・平 6 公告 756・追加，昭 41 公告 116・昭 43 公告 153・昭 57 公告 452・昭 62 公告 567・一部変更）

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

（家族療養費附加金）

第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（昭 56 公告 433・昭 57 公告 452・昭 59 公告 517・昭 62 公告 567・平 6 公告 756・平 10 公告 830・平 12 公告 874・平 15 公告 957・平 16 公告 973・平 18 公告 1019・平 18 公告 1032・平 22 公告 1098・平 25 公告 1141・平 26 公告 1165・一部変更）

2 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（平 12 公告 874・全部変更，平 14 公告 953・平 15 公告 957・平 16 公告 973・平 18 公告 1019・平 18 公告 1032・平 22 公告 1098・平 25 公告 1141・一部変更）

3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。

（平 22 公告 1098・追加）

4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）

第 98 条各号に規定する医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは要綱の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。

（昭 48 公告 266・全部変更，昭 52 公告 335・昭 53 公告 363・昭 58 公告 472・昭 60 公告 526・平 10 公告 830・平 17 公告 997・一部変更，平 22 公告 1098・旧第 3 項繰下・一部変更）

- 5 1 件の家族療養費又は高額療養費の請求が 2 月以上の療養に及ぶ場合の第 1 項、第 2 項及び前項の規定の適用については、各月分を 1 件とみなす。

（平 6 公告 756・追加，平 22 公告 1098・旧第 4 項繰下・一部変更）

（家族訪問看護療養費附加金）

第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、これを支給しない。

（平 10 公告 830・平 12 公告 874・平 14 公告 953・平 15 公告 957・平 16 公告 973・平 18 公告 1019・平 18 公告 1032・平 22 公告 1098・平 25 公告 1141・一部変更）

- 2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

（平 6 公告 756・追加，平 12 公告 874・平 22 公告 1098・一部変更）

（長期給付）

第 37 条 組合は、組合員（任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第 74 条に規定する長期給付を行う。

（昭 49 公告 282・平 21 公告 1085・一部変更）

第 6 章 共同業務

（共同業務）

第 37 条の 2 組合は、法第 27 条第 4 項の規定に基づき、施行令第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

（平 19 公告 1046・本章追加）

第 7 章 福祉事業

（福祉事業）

第 38 条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康保持増進のための必要な事業

(1)の(2) 組合員の保健、保養又は教養のための施設の経営

(2) 組合員の貯金の受け入れ又はその運用

(3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け

（昭 45 公告 197・昭 59 公告 517・追加）

(4) 法第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導

（平 20 公告 1063・追加）

第 8 章 掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第39条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（昭40公告99・平15公告957・平27公告1179・一部変更）

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の 49.0	1,000分の 6.1	1,000分の 1.2	1,000分の 49.0	1,000分の 6.1	1,000分の 1.2
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000分の 2.09	—	—	1,000分の 2.09	—	—
市町村長長期組合員						

（昭39公告50・昭39公告66・昭43公告165・昭44公告187・昭45公告197・昭47公告241・昭48公告260・昭50公告299・昭52公告332・昭53公告363・昭57公告452・平元公告630・平10公告830・平12公告881・平13公告906・平14公告920・平15公告957・平16公告973・平17公告997・平18公告1019・平19公告1046・平20公告1063・平21公告1085・平22公告1098・平23公告1115・平24公告1126・平25公告1141・平26公告1154・平27公告1176・平27公告1179・平28公告1193・一部変更）

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

（平21公告1085・追加）

（任意継続組合員の標準報酬の月額の特例）

第39条の2 施行令第46条の2第1号に規定する組合の定款で定める割合は、100分の30とする。

（平27公告1179・追加）

（任意継続掛金の額）

第39条の3 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の98.0を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の12.2を乗じて得た額とする。

（昭49公告282・追加，昭50公告299・昭51公告311・昭51公告317・昭52公告332・昭53公告363・昭57公告452・昭61公告546・平元公告630・平10公告830・平12公告881・平13公告906・平14公告920・平15公告957・平16公告973・平17公告997・平18公告1019・平19公告1046・平20公告1063・平21公告1085・平22公告1098・平23公告1115・平24公告1126・平25公告1141・平26公告1154・平27公告1176・一部変更，平27公告1179・旧第39条の2繰下・一部変更，平28公告1193・一部変更）

第9章 財務

（経理単位）

第40条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

（昭38公告13・昭45公告197・平19公告1046・一部変更，平20公告1069・旧第40条の2繰上，平27公告1176・平27公告1179・一部変更）

（資金の繰入れ）

第40条の2 平成28年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令

第1号) 第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,075円とする。

(平20公告1069・追加, 平21公告1085・平22公告1098・平23公告1115・平24公告1126・平25公告1141・平26公告1154・平27公告1176・平28公告1193・一部変更)

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第41条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監査

(監査)

第42条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(平19公告1046・平27公告1179・一部変更)

(監査の立会い)

第43条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(平23公告1121・一部変更)

(監事の権限)

第44条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第45条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。

2 削除 (平27公告1179)

3 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたものの中から選挙」とする。

(昭49公告269・追加, 昭51公告317・昭53公告366・昭55公告406・昭57公告464・昭59公告501・昭61公告546・昭61公告553・昭63公告608・平2公告670・平4公告712・平17公告997・平26公告1159・一部変更)

4 家族療養費附加金の支給については、平成4年4月1日診療分、家族訪問看護療養費附加金の支給については、平成6年10月1日診療分から平成7年3月31日診療分までは、第36条第1項及び第2項、第36条の2第1項及び第2項中「8,000円」とあるのは「5,000円」とする。

(昭62公告567・追加, 平4公告704・平6公告756・一部変更)

5 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下附則第10項を除き「一部負担金

払戻金」という。)を行う。

(昭62公告567・追加, 平22公告1098・一部変更)

- 6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(昭62公告567・追加, 平6公告756・平10公告830・平12公告874・平15公告957・

平16公告973・平18公告1019・平18公告1032・平22公告1098・平25公告1141・一部変更)

- 7 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(平12公告874・全部変更, 平14公告953・平15公告957・平16公告973・平18公告1019・

平18公告1032・平22公告1098・平25公告1141・一部変更)

- 8 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。

(平22公告1098・追加)

- 9 第36条第4項及び第5項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。

(平12公告874・追加, 平22公告1098・旧第8項繰下・一部変更)

- 10 一部負担金の額等の払戻しについては、平成4年4月1日診療分から平成7年3月31日診療分までは、前2項中「8,000円」とあるのは「5,000円」とする。

(昭62公告567・追加, 平4公告704・平12公告874・一部変更, 平22公告1098・旧第9項繰下)

- 11 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(昭62公告567・追加, 平12公告874・一部変更, 平22公告1098・旧第10項繰下・一部変更)

- 12 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過の長期給付に関する事業（次項において「経過の長期給付事業」という。）
- (2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和53年政令第25号）第2条の規定に基づき、同条第1号に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）

(昭54公告373・追加, 昭61公告546・昭62公告567・平3公告689・平10公告830・

平12公告874・平24公告1126・一部変更, 平19公告1046・旧第15項繰上・一部変更,

平 20 公告 1069・旧第 12 項繰上, 平 22 公告 1098・旧第 11 項繰下・一部変更,
平 27 公告 1179・一部変更)

- 13 組合の経理単位については、経過の長期給付事業を行う間、第 40 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過の長期経理、経過の長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

(平 27 公告 1179・追加)

- 14 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第 40 条中「及び貸付経理」とあるのは、「貸付経理及び財形経理」として、同条の規定を適用する。

(昭 54 公告 373・追加, 昭 61 公告 546・昭 62 公告 567・平 3 公告 689・平 10 公告 830・
平 12 公告 874・平 21 公告 1085・一部変更, 平 19 公告 1046・旧第 16 項繰上・一部変更,
平 20 公告 1069・旧第 13 項繰上, 平 22 公告 1098・旧第 12 項繰下, 平 27 公告 1179・旧第 13 項繰下)

- 15 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

(昭 54 公告 373・追加, 昭 61 公告 546・昭 62 公告 567・平 3 公告 689・平 10 公告 830・
平 12 公告 874・一部変更, 平 19 公告 1046・旧第 17 項繰上・一部変更, 平 20 公告 1069・
旧第 14 項繰上, 平 22 公告 1098・旧第 13 項繰下, 平 27 公告 1179・旧第 14 項繰下)

附 則 (昭和 38 年 3 月 30 日抄)

この定款は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 38 年 8 月 9 日抄)

この定款は、公告の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 2 月 20 日抄)

- 1 この定款は、公告の日から施行する。

- 2 この定款施行後、新たに理事となった者の任期は、地方公務員等共済組合法第 14 条第 1 項本文の規定にかかわらず、昭和 39 年 11 月 30 日までとする。

附 則 (昭和 39 年 5 月 6 日抄)

この定款は、昭和 39 年 5 月 6 日から施行し、第 9 条第 3 項及び別表の改正規定は昭和 39 年 8 月 23 日から、第 39 条第 1 項及び附則第 2 項第 3 号から第 6 号までの改正規定は昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 7 月 1 日抄)

この定款変更は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項及び別表の変更規定のうち「天山地区共同衛生処理場組合」に係るものについては昭和 39 年 3 月 3 日から、「杵東地区衛生処理場組合」に係るものについては昭和 39 年 3 月 26 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 11 月 12 日抄)

この定款変更は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 4 月 16 日抄)

この定款変更は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 7 月 19 日抄)

この定款変更は、公告の日から施行し、昭和 40 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 41 年 5 月 14 日抄)

- 1 この定款変更は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 条及び第 40 条前段に係る改正後の規定は昭和 39 年 7 月 6 日、改正後の「千代田町、三田川町、北茂安町、西有田町」及び「鹿島市・塩田町・嬉野町衛生処理場組合」に係る規定については昭和 40 年 4 月 1 日、「佐賀県自治会館組合」に係る規定は昭和 40 年 11 月 2 日から適用する。

- 3 昭和 42 年度における長期経理から業務経理への資金の繰入に対する第 40 条の規定の適用については、同条中「400 円」とあるのは「500 円」とする。

（昭42公告143・追加）

附 則（昭和41年6月24日抄）

この定款は、昭和41年6月24日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月10日抄）

- 1 この定款変更は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第3項及び別表に係る「芦刈村外5カ町村競馬組合、鹿島競馬組合」の改正規定は昭和41年8月1日、改正後の「東与賀町、富士町」に係る規定については昭和41年10月1日、「浜玉町」に係る規定は昭和41年11月1日から適用する。

附 則（昭和42年6月3日抄）

この定款変更は、昭和42年6月3日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年6月30日抄）

この定款変更は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年4月17日抄）

（施行期日）

- 1 この定款変更は、公告の日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第35条、第36条の2又は第36条の3の変更規定による埋葬料附加金又は家族埋葬料附加金は、昭和43年4月1日以後に給付事由の生じた埋葬料又は家族埋葬料に附加して支給する。
- 3 変更後の第36条第2項の規定は、昭和43年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金から適用する。

附 則（昭和43年11月14日抄）

この定款は、公告の日から施行し、第9条第3項及び別表に係る変更規定は昭和43年7月1日から第39条第1項に係る変更規定は昭和43年10月1日から適用する。

附 則（昭和44年2月20日抄）

この定款変更は、公告の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則（昭和44年6月2日抄）

この定款変更は、公告の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月17日抄）

この定款は、公告の日から施行し、第9条第3項及び別表に係る変更規定は昭和44年8月1日から、第39条第1項に係る変更規定は昭和44年10月1日から適用する。

附 則（昭和45年3月23日抄）

（施行期日）

- 1 この定款変更は、公告の日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第9条第3項及び別表に係る規定は、昭和44年11月1日から、第38条第1項、第39条第1項並びに第40条の2に係る規定は、昭和45年4月1日から、第36条の規定は、昭和45年4月1日以降の療養に係る家族療養費附加金から適用する。

附 則（昭和46年3月31日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和46年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第36条の2及び第36条の3の規定は、昭和46年4月1日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用する。

- 3 変更後の第 36 条の 4 及び第 36 条の 5 の規定は、昭和 46 年 4 月 1 日以後の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同年 3 月 31 日以前の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金についてなお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 6 月 16 日抄）

この定款の変更は、昭和 46 年 6 月 16 日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 3 月 23 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 9 条第 3 項及び別表の規定は、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 変更後の第 36 条第 2 項の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年 3 月 31 日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第 36 条の 2 第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項、第 36 条の 4 第 2 項及び第 36 条の 5 第 2 項の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金並びに同日以後の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同年 3 月 31 日以前の出産費附加金、配偶者出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 47 年 12 月 27 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款変更は、公告の日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 9 条第 3 項及び別表に係る規定は、昭和 47 年 10 月 1 日から、第 36 条第 1 項第 2 号に係る規定は、昭和 48 年 1 月 1 日以後の診療に係る家族療養費から適用する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 9 条第 3 項及び別表の規定は、昭和 48 年 2 月 1 日から適用する。
- 3 変更後の第 36 条の 2 第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項、第 36 条の 4 第 2 項及び第 36 条の 5 第 2 項の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金並びに同日以後の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同年 3 月 31 日以前の出産費附加金、配偶者出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第 36 条の 6 の規定は、この規定の施行日に法第 68 条第 3 項又は第 5 項の期間を経過し、施行日において、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができない者についても適用する。この場合において、その者の傷病手当金附加金の支給に関しては、昭和 48 年 4 月 1 日に法第 68 条第 3 項又は第 5 項の期間を経過したものとみなす。

附 則（昭和 48 年 8 月 10 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 9 条第 3 項及び別表の規定は、昭和 48 年 5 月 1 日から適用する。
- 3 変更後の第 36 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項ただし書の規定は、昭和 48 年 9 月 1 日以後の診療に係る家族療養費から適用する。

附 則（昭和 48 年 12 月 4 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 36 条の規定は、昭和 48 年 10 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 並びに第 36 条の 7 第 2 項及び第 3 項の規定は、昭和 48 年 10 月 1 日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金並びに同日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前の出産費附加金、配偶者出産費附加金及び災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 49 年 2 月 19 日抄）

この定款の変更は、昭和 49 年 2 月 19 日から施行し、昭和 49 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 6 月 11 日抄）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 7 月 22 日抄）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 49 年 6 月 25 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 3 月 31 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 3 項及び別表に係る規定については、公告の日から施行し、昭和 49 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 6 月 20 日抄）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 27 日抄）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 9 月 29 日抄）

- 1 この定款変更は、公告の日から施行し、昭和 51 年 7 月 1 日から適用する。ただし、変更後の附則第 4 項の規定は、昭和 51 年 6 月 3 日から適用する。
- 2 変更後の第 39 条の 2 の規定は、昭和 51 年 7 月分以後の任意継続掛金について適用し、同年 6 月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款変更は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定については、昭和 52 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同日前の出産費附加金、配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 39 条第 1 項及び第 39 条の 2 の規定については、昭和 52 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 7 月 18 日抄）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。
- 2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69条）附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第36条第1項の適用による給付に該当するものとする。

附 則（昭和53年3月28日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 変更後の第9条第3項及び別表に係る規定のうち、「鳥栖地区広域電子計算センター組合」については、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和53年6月27日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和53年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 変更後の第9条第3項及び別表の規定は、昭和53年5月1日から適用する。
- 3 変更後の第36条の規定は、昭和53年7月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第36条の4及び第36条の5の規定は、昭和53年7月1日以後の死亡に係る埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前の埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、昭和53年7月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年9月4日抄）

この定款変更は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則（昭和54年2月20日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和55年2月20日抄）

この変更は、昭和55年2月27日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年6月24日抄）

（施行期日）

- 1 この定款変更は、公告の日から施行する。

（適用区分）

- 2 変更後の第9条第3項及び別表に係る規定のうち、「神埼郡伝染病隔離病舎組合」に係るものについては昭和53年6月30日から、「武雄市山内町衛生処理組合」に係るものについては昭和55年4月1日から適用する。
- 3 変更後の附則第4項の規定は、昭和55年5月31日から適用する。

附 則（昭和55年8月22日抄）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則（昭和56年2月24日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和56年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 変更後の第 36 条の規定は、昭和 56 年 3 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更後の第 36 条の 6 の規定は、昭和 56 年 3 月 1 日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについて適用し、同日前に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについては、なお従前の例による。

一部変更（昭 58・1・25）

4 組合員の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後昭和 56 年 3 月 1 日前に 3 年を経過したものに關する傷病手当金附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 7 月 15 日抄）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和 56 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 22 日抄）

（施行期日）

1 この定款変更は、公告の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 変更後の第 9 条第 3 項及び別表の規定は、昭和 57 年 3 月 1 日から適用する。

3 変更後の第 9 条第 4 項及び第 32 条第 5 号の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

4 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

5 この定款の施行の際現にこの定款による変更前の第 36 条の 6 の規定による傷病手当金附加金の支給を受けている者については、なお従前の例による。

6 変更後の第 39 条第 1 項及び第 39 条の 2 の規定については、昭和 57 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 9 月 25 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、昭和 57 年 8 月 7 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 1 月 25 日抄）

（施行期日）

1 この定款変更は、公告の日から施行する。

（適用区分）

2 変更後の第 36 条第 3 項の規定は、昭和 58 年 2 月 1 日から適用する。

3 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 7 条の規定に基づく改正前の老人福祉法第 10 条の 2 の規定による老人医療費に係る変更後の定款第 36 条第 3 項の規定の適用については、なお、従前の例による。

4 変更後の附則第 3 項の規定は、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 3 月 9 日抄）

この定款の変更は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 7 月 10 日抄）

（施行期日）

1 この定款変更は、公告の日から施行する。

（適用区分）

2 変更後の第 32 条第 2 号及び 33 条第 4 項の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から、附則第 4 項の規定は昭和 59 年 5 月 25 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 11 月 22 日抄）

（施行期日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 変更後の第 36 条第 1 項の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年 9 月 30 日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日抄）

この定款変更は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行し、変更後の第 36 条第 3 項の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 6 月 16 日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 36 条第 1 項又は附則第 37 条第 1 項ただし書の規定による継続長期組合員については、変更前の第 32 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第 36 条の 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第 2 項の規定は、昭和 61 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和 61 年 7 月 23 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 2 月 28 日抄）

- 1 この定款の変更は、昭和 62 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 この定款の施行の際の変更前の定款第 35 条第 2 号から第 5 号及び第 36 条の 2 から第 36 条の 5 までの規定は、施行日前に給付事由が生じた出産費附加金、配偶者出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第 5 項から第 7 項までの規定は、施行日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則（昭和 63 年 7 月 7 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、昭和 63 年 6 月 21 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 11 日抄）

- 1 この定款の変更は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 39 条第 1 項、第 39 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成元年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 12 月 18 日抄）

この定款の一部変更は、平成元年 12 月 18 日から施行し、平成元年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 7 月 10 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 9 月 28 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 2 年 6 月 29 日から適用する。

附 則（平成 3 年 5 月 9 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 9 月 29 日抄）

この定款は、公告の日から施行し、平成 3 年 8 月 6 日から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 6 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の附則第 4 項及び第 8 項の規定は、施行日以後の診療に係る家族療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 8 月 17 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 4 年 6 月 26 日から適用する。

附 則（平成 6 年 11 月 25 日抄）

（施行期日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 36 条の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第 6 項の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 1 日抄）

この定款は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 2 日抄）

この定款は、公告の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 2 日抄）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 36 条第 1 項、同条第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 39 条第 1 項、第 39 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 10 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 5 日抄）

この変更は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 4 日抄）

この定款は、公告の日から施行し、平成 11 年 4 月 30 日から適用する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 11 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 の規定は、平成 11 年 9 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第 6 項及び附則第 7 項並びに附則第 8 項の規定は、平成 11 年 9 月 1 日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 2 月 28 日抄）

この変更は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 27 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 6 月 26 日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 14 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 2 月 27 日抄）

この変更は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 26 日抄）

- 1 この変更は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 39 条、第 39 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 14 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 4 月 8 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 3 日抄）

（施行期日）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第 2 条の変更規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 39 条及び第 39 条の 2 並びに附則第 2 項の規定は、平成 15 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日抄）

（施行期日）

この変更は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 24 日抄）

- 1 この変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 39 条の表(1)給料と掛金との割合の項中「1,000 分の 43.74375」とあるのは、平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分までの間にあっては、附則第 2 項の規定にかかわらず「1,000 分の 43.74375（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.3375）」とし、同条表(2)期末手当等と掛金との割合の項中「1,000 分の 34.995」とあるのは、平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分までの間にあっては、附則第 2 項の規定にかかわらず「1,000 分 34.995（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.07）」とする。
- 3 変更後の附則第 2 項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分までの間、前項中「1,000 分の 43.74375」とあるのは「1,000 分の 34.995」と、「1,000 分の 1.3375」とあるのは「1,000 分の 1.07」とする。
- 4 変更後の第 39 条の 2 中「1,000 分の 87.4875」とあるのは、平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分までの間にあっては、「1,000 分の 87.4875（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.3375）」とする。
- 5 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第 39 条及び第 39 条の 2 並びに附則第 2 項の規定は、平成 16 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 7 変更後の附則第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 27 日抄）

この変更中、第 1 条の規定は次の任期満了による選挙から、第 2 条の規定は平成 17 年 1 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日抄）

この変更中、第 1 条の規定は平成 17 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 28 日抄）

- 1 この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 39 条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000 分の 43.2125」とあるのは、平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの間にあっては、附則第 2 項の規定にかかわらず「1,000 分の 43.2125（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.85）」とし、同条表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000 分の 34.57」とあるのは、平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの間にあっては、附則第 2 項の規定にかかわらず「1,000 分の 34.57（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.48）」とする。
- 3 変更後の附則第 2 項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの間、前項中「1,000 分の 43.2125」とあるのは「1,000 分の 34.57」と、「1,000 分の 1.85」とあるのは「1,000 分の 1.48」とする。

- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の86.425」とあるのは、平成17年4月分から平成18年3月分までの間にあっては、「1,000分の86.425（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.85）」とする。
- 5 変更後の第39条及び第39条の2並びに附則第2項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月28日抄）

この変更は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月19日抄）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年1月1日から、第3条の規定は、平成18年3月1日から、第4条の規定は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月1日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の46.025」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の46.025（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.85）」とし、同条表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の36.82」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分36.82（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.28）」とする。
- 3 第2条の規定による変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成18年4月分から平成19年3月分までの間、前項中「1,000分の46.025」とあるのは「1,000分の36.82」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の2.85」とあるのは「1,000分の2.28」とする。
- 4 第2条の規定による変更後の第39条の2中「1,000分の92.05」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあっては、「1,000分の92.05（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.85）」とする。
- 5 第2条の規定による変更後の第36条第1項及び第2項並びに第36条の2第1項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による変更後の第39条及び第39条の2並びに附則第2項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 7 第2条の規定による変更後の附則第6項及び第7項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月27日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の2の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。

- 3 変更後の附則第6項及び第7項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月1日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の48.35」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の48.35（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の5.15）」とし、同条表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の38.68」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の38.68（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.12）」とする。
- 3 第2条の規定による変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成19年4月分から平成20年3月分までの間、前項中「1,000分の48.35」とあるのは「1,000分の38.68」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の5.15」とあるのは「1,000分の4.12」とする。
- 4 第2条の規定による変更後の第39条の2中「1,000分の96.7」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあっては、「1,000分の96.7（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の5.15）」とする。
- 5 第2条の規定による変更後の第39条及び第39条の2並びに附則第2項の規定は、平成19年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月26日抄）

この変更は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月23日抄）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日抄）

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の53.8」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の53.8（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.25）」とし、同条表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の43.04」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の43.04（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.4）」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成20年4月分から平成21年3月分までの間、前項中「1,000分の53.8」とあるのは「1,000分の43.04」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の4.25」とあるのは「1,000分の3.4」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の107.6」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間

にあつては、「1,000分の107.6(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.25)」とする。

- 5 変更後の第39条及び第39条の2並びに附則第2項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成20年11月21日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日抄）

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月から平成22年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項(1)の表中「1,000分の53.9625」とあるのは「1,000分の53.9625(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.61875)」と、同項(2)の表中「1,000分の43.17」とあるのは「1,000分の43.17(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.095)」とする。
- 3 平成21年4月から平成22年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、「1,000分の107.925」とあるのは「1,000分の107.925(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.61875)」とする。
- 4 平成21年4月から平成22年3月までの間に限り、変更後の定款附則第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、「1,000分の43.17」とあるのは「1,000分の43.17(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.095)」とする。
- 5 変更後の定款第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月24日抄）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第36条及び第36条の2並びに附則第6項から附則第9項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 平成22年4月から平成23年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表中「1,000分の54.9」とあるのは、「1,000分の54.9(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.075)」と、同項(2)の表中「1,000分の43.92」とあるのは、「1,000分の43.92(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.86)」とする。
- 4 平成22年4月から平成23年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、

「1,000分の109.8」とあるのは「1,000分の109.8（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.075）」とする。

- 5 平成22年4月から平成23年3月までの間における変更後の定款附則第2項の規定の適用については、「1,000分の43.92」とあるのは「1,000分の43.92（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.86）」とする。
- 6 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月28日抄）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表中「1,000分の59.95」とあるのは、「1,000分の59.95（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.45）」と、同項(2)の表中「1,000分の47.96」とあるのは、「1,000分の47.96（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.36）」とする。
- 3 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、「1,000分の119.9」とあるのは「1,000分の119.9（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.45）」とする。
- 4 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款附則第2項の規定の適用については、「1,000分の47.96」とあるのは「1,000分の47.96（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.36）」とする。
- 5 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月29日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成23年7月25日抄）

この変更は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年2月27日抄）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月から平成25年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表中「1,000分の65.65」とあるのは、「1,000分の65.65（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.90）」と、同項(2)の表中「1,000分の52.52」とあるのは、「1,000分の52.52（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.0及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.92）」とする。
- 3 平成24年4月から平成25年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、「1,000分の131.3」とあるのは「1,000分の131.3（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充

てる部分 1,000 分の 4.90)』とする。

- 4 平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間における変更後の定款附則第 2 項の規定の適用については、「1,000 分の 52.52」とあるのは「1,000 分の 52.52（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.0 及び法附則第 14 条の 4 第 5 項の規定による交付金をもって充てる部分 1,000 分の 3.92)』とする。
- 5 変更後の定款第 39 条第 1 項、第 39 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日抄）

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 第 1 項及び附則第 6 項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	41,000 円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第 36 条第 2 項本文及び附則第 7 項本文の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000 円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第 36 条第 2 項ただし書及び附則第 7 項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000 円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	66,000 円	33,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	82,000 円	41,000 円

- 5 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 6 平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間における変更後の第 39 条第 1 項の規定の適用については、同項(1)の表給料と掛金との割合の欄中「1,000 分の 63.75」とあるのは、「1,000 分の 63.75（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.25 及び法附則第 14 条の 4 第 5 項の規定による交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.80)』と、同項(2)の表期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000 分の 51.0」とあるのは、「1,000 分の 51.0（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.0 及び法附則第 14 条の 4 第 5 項の規定による交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.44)』とする。
- 7 平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間における変更後の第 39 条の 2 の規定の適用については、「1,000 分の 127.5」とあるのは「1,000 分の 127.5（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.25 及び法附則第 14 条の 4 第 5 項の規定による交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.80)』とする。
- 8 平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間における変更後の附則第 2 項の規定の適用については、同項の表給料又は期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000 分の 51.0」とあるのは「1,000 分の 51.0（このうち法附則第 14 条の 3 第 4 項の規定による調整交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.0 及び法附則第 14 条の 4 第 5 項の規定による交付金をもって充てる部分 1,000 分の 1.44)』とする。
- 9 変更後の第 39 条第 1 項、第 39 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金並

びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月26日抄）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表給料と掛金との割合の欄中「1,000分の62.5」とあるのは、「1,000分の62.5（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.5）」と、同項(2)の表期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の50.0」とあるのは、「1,000分の50.0（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.4）」とする。
- 3 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の125.0」とあるのは「1,000分の125.0（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.5）」とする。
- 4 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の附則第2項の規定の適用については、同項の表給料又は期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の50.0」とあるのは「1,000分の50.0（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.4）」とする。
- 5 変更後の第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項、第3項及び第4項中「法附則第14条の3第4項」を「法附則第14条の3第5項」に改める。

附 則（平成26年7月29日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日抄）

- 1 この変更は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月23日抄）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による変更後の第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日抄）

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第39条第1項及び附則第2項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による変更後の第39条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 第1条の規定による変更後の第39条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第39条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用

者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）第 1 条の規定による改正前の施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 112.5」とあるのは「1,000 分の 98.0」と、「1,000 分の 13.5」とあるのは「1,000 分の 12.2」とする。

（平 28 公告 1193・追加）

附 則（平成 28 年 2 月 29 日抄）

- 1 この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 39 条第 1 項及び第 39 条の 3 の規定は、平成 28 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

別 表 (昭38公告 24・昭39公告 50・昭39公告 63・昭41公告 116・昭41公告 120・昭41公告 125・昭42公告 140・昭43公告 165・昭44公告 175・昭44公告 187・昭45公告 197・昭46公告 227・昭47公告 251・昭48公告 260・昭48公告 265・昭49公告 269・昭49公告 277・昭50公告 301・昭51公告 311・昭53公告 352・昭53公告 363・昭55公告 406・昭56公告 442・昭57公告 452・昭61公告 553・昭63公告 600・平 2 公告 649・平 2 公告 664・平 4 公告 696・平 6 公告 761・平 7 公告 764・平 8 公告 805・平 11 公告 859・平 12 公告 888・平 13 公告 905・平 14 公告 927・平 14 公告 927・平 15 公告 957・平 15 公告 963・平 16 公告 981・平 16 公告 985・平 16 公告 992・平 17 公告 1009・平 17 公告 1013・平 18 公告 1019・平 19 公告 1046・平 19 公告 1054・平 20 公告 1060・平 23 公告 1123・平 24 公告 1126・平 25 公告 1141・平 26 公告 1154・平 27 公告 1176・一部変更)

佐 賀 市	唐 津 市	鳥 栖 市	多 久 市
伊 万 里 市	武 雄 市	鹿 島 市	小 城 市
嬉 野 市	神 埼 市	吉 野ヶ 里 町	基 山 町
上 峰 町	み や き 町	玄 海 町	有 田 町
大 町 町	江 北 町	白 石 町	太 良 町
西佐賀水道企業団		天山地区共同衛生処理場組合	
杵東地区衛生処理場組合		鹿島・藤津地区衛生施設組合	
鳥栖・三養基地区消防事務組合		杵藤地区広域市町村圏組合	
杵島工業用水道企業団		天山地区共同斎場組合	
伊万里・有田地区医療福祉組合		佐賀東部水道企業団	
有田磁石場組合		鳥栖地区広域市町村圏組合	
脊振共同塵芥処理組合		佐賀西部広域水道企業団	
三養基西部葬祭組合		三神地区環境事務組合	
佐賀中部広域連合		鳥栖・三養基西部環境施設組合	
佐賀県後期高齢者医療広域連合		佐賀県市町総合事務組合	
佐賀県西部広域環境組合		伊万里・有田消防組合	
天山地区共同環境組合			